

第 38 回納本制度審議会 会次第

日時 令和 5 年 9 月 1 日（金） 15 時開催

形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. 委員の委嘱の報告
2. 納本制度審議会の目的及び構成
3. 代償金部会所属委員の指名の報告
4. 会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 会長代理の指名
7. 国立国会図書館長の挨拶
8. 事務局からの報告（令和 4 年度資料収集状況、令和 4 年度出版物納入状況、令和 5 年度代償金予算及び令和 4 年度代償金支出実績、オンライン資料収集制度の運用状況）
9. 今後の日程について

第 38 回納本制度審議会配付資料

ページ

(資料 1) 納本制度審議会委員名簿	1
(資料 2) 納本制度審議会の概要	2-4
(資料 3) 国立国会図書館の資料収集状況(令和 4 年度末時点)	5
(資料 4) 資料別納入実績(最近 3 年間)	6
(資料 5) 納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近 5 年間)	7
(資料 6) 令和 5 年 1 月以降におけるオンライン資料収集制度の運用状況について	8-9
(参考資料 1) 第 37 回納本制度審議会議事録	10-20
(参考資料 2) 国立国会図書館法(昭和 23 年法律第 5 号)(抄)	21-29
(参考資料 3) 納本制度審議会規程(平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号)	30-31
(参考資料 4) 納本制度審議会議事運営規則(平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定)	32-33
(参考資料 5) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)	34-35
(参考資料 6) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)	36-39
(参考資料 7) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 (昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)	40-41

納本制度審議会委員名簿（五十音順）
（令和 5 年 7 月 1 日現在）

委 員	いとう まこと 伊藤 真	弁護士
	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学名誉教授
	えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	おの でら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	こんどう としたか 近藤 敏貴	一般社団法人日本出版取次協会会長
	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科教授
	たむら よしゆき 田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	なかまた あきお 仲俣 暁生	大正大学表現学部表現文化学科教授 公益社団法人日本文藝家協会知的財産権委員
	なかむら しろう 中村 史郎	一般社団法人日本新聞協会会長
	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	むらまつ しゅんすけ 村松 俊亮	一般社団法人日本レコード協会会長
	やまざき たかひろ 山崎 隆広	群馬県立女子大学文学部文化情報学科教授

（委員 15 名）

（注） 代償金部会所属委員

納本制度審議会の概要

納本制度審議会は、納本制度等の改善及びその適正な運用に資することを目的とし、前身の納本制度調査会を改組改称して、平成 11 年 4 月に設置された国立国会図書館長の諮問機関である。

所掌事務

審議会の所掌事務は、(1)館長の諮問に応じ、納本制度等に関する重要事項並びに国立国会図書館法(昭和 23 年法律第 5 号)第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を調査審議すること、(2)納本制度等に関する重要事項及び代償金等の額に関する事項に関し、館長に意見を述べることである(納本制度審議会規程(平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。)第 2 条)。

委員

審議会は、委員 20 名以内で組織する(規程第 3 条)。委員は、館長が学識経験者のうちから委嘱する(規程第 4 条第 1 項)。任期は 2 年である(同条第 2 項)。

会長・会長代理

審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める(規程第 5 条第 1 項)。会長は、会長代理を指名する(同条第 3 項)。

専門委員

審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる(規程第 6 条第 1 項)。専門委員は、学識経験者のうちから館長が委嘱する(同条第 2 項)。

代償金部会

審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、代償金等の額に関する事項を担当させるため、代償金部会を置く(規程第 7 条)。

小委員会

会長は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる(納本制度審議会議事運営規則(平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定)第 10 条第 1 項)。

議事

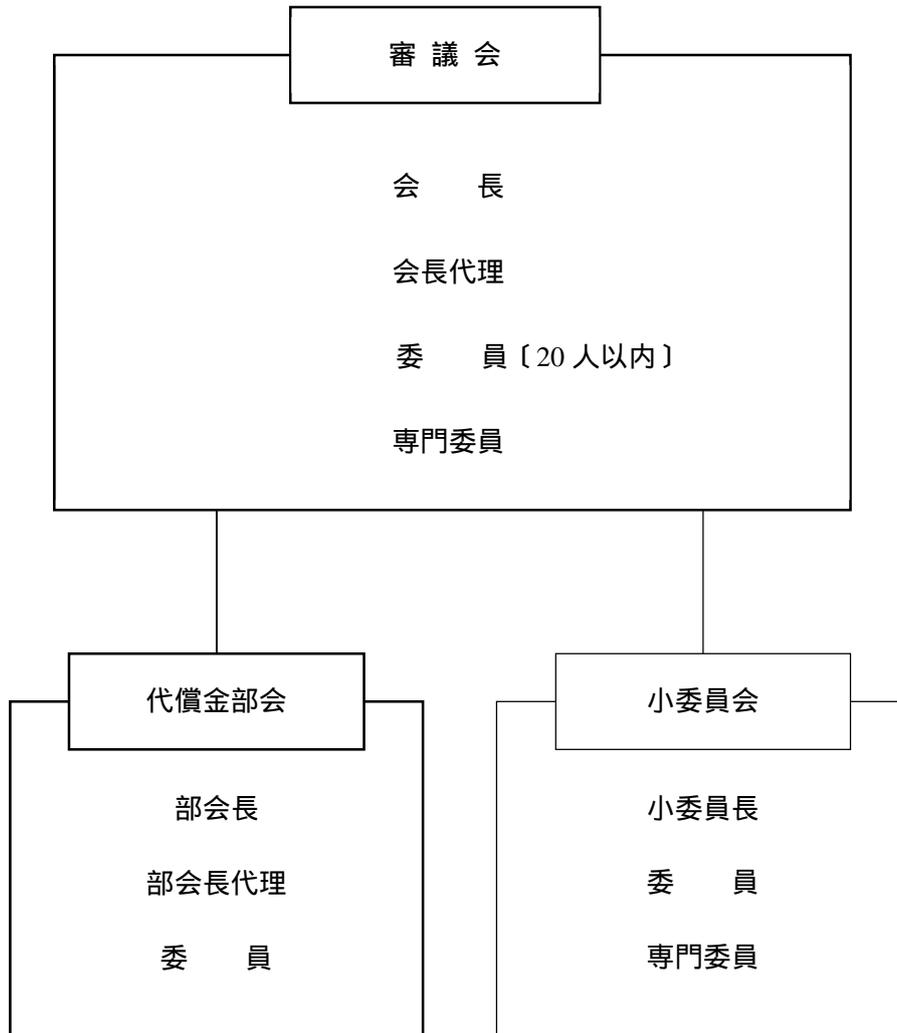
審議会の定足数は過半数である(規程第 9 条第 1 項)。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる(同条第 2 項)。

これまでの答申（全 10 件）

- ・ 「パッケージ系電子出版物の納入に係る代償金の額について」(平成 11 年 7 月 19 日)
- ・ 「納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について」(平成 12 年 8 月 31 日)
- ・ 「小売価格の表示のない図書 1 件の納入に係る代償金額について」*(平成 15 年 6 月 30 日)
- ・ 「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」(平成 16 年 2 月 13 日)
- ・ 「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」(平成 16 年 12 月 9 日)
- ・ 「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」(平成 22 年 6 月 7 日)
- ・ 「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」*(平成 23 年 7 月 29 日)
- ・ （中間答申）「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(平成 24 年 3 月 6 日)
- ・ 「国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について」*(平成 25 年 7 月 23 日)
- ・ 「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(令和 3 年 3 月 25 日)

*平成 15 年 6 月 30 日の答申、平成 23 年 7 月 29 日の答申及び平成 25 年 7 月 23 日の答申は、いずれも代償金に関するものであり、規程第 8 条及び議事運営規則第 8 条の規定により、代償金部会の議決が審議会の議決とされた。

(参考) 納本制度審議会の構成図



審議会	納本制度等に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。
代償金部会	常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。
小委員会	審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。

国立国会図書館の資料収集状況（令和 4 年度末時点）

（有体物）

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
約 1,211 万点	約 2,036 万点	約 1,438 万点

（無体物）

インターネット資料 *1 （ウェブサイト）	オンライン資料 *2 （電子書籍・電子雑誌等）
約 1.4 万タイトル 約 24 万件 データ量約 2.8PB ----- 参考：令和 4 年度の収集点数 新規 287 タイトル 約 2 万件 データ量約 374TB	〔民間〕約 88.1 万点 〔公的機関〕約 59.4 万点 ----- 参考：令和 4 年度の収集点数 〔民間〕約 2.4 万点 〔公的機関〕約 4.8 万点

*1 国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しているほか、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント、東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集している。

*2 私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集しているほか、インターネット資料として収集した公的機関等のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集している。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
令和 2 年度	31,420	104,265	135,685
令和 3 年度	31,465	100,643	132,108
令和 4 年度	30,957	103,995	134,952

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
令和 2 年度	2,028	20,550	22,578
令和 3 年度	2,540	29,925	32,465
令和 4 年度	4,915	23,861	28,776

*ビデオ・ディスク、音楽 CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
令和 2 年度	83,513	289,067	372,580
令和 3 年度	80,594	284,038	364,632
令和 4 年度	77,534	274,222	351,756

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績 (最近 5 年間)

単位：円

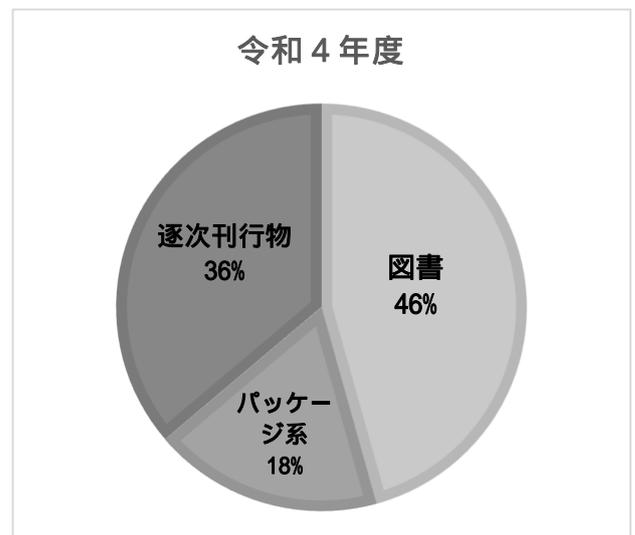
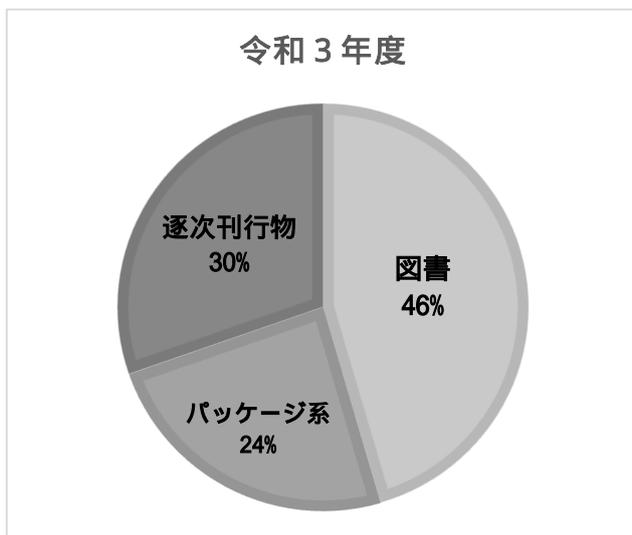
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	390,248,000	393,862,000	397,476,000	397,476,000	397,476,000	397,476,000
支出実績	385,795,780	384,138,589	341,020,291	346,492,289	334,792,217	-

【参考】令和 3・4 年度代償金支出実績 (資料別内訳)

単位：円

	令和 3 年度	令和 4 年度
図書	157,628,877	152,944,468
パッケージ系	83,741,564	60,549,774
逐次刊行物*	105,121,848	121,297,975
計	346,492,289	334,792,217

* 逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。



令和 5 年 1 月以降におけるオンライン資料収集制度の運用状況について

国立国会図書館は、私人が発行したオンライン資料について、無償かつ技術的制限手段（DRM）のないものは平成 25 年 7 月から制度収集を行ってきたが、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）等の改正により、令和 5 年 1 月からオンライン資料の全面的な制度収集を開始した。

1 収集した有償のオンライン資料の登録状況

令和 5 年 1 月以降に収集した有償のオンライン資料の「国立国会図書館デジタルコレクション」への登録点数等は次のとおり。

（令和 5 年 7 月 31 日時点）

出版者	ID 発行数	提供者 数	登録 点数 ¹	フォーマット			刊行日 ²	
				PDF	ePUB	DAISY	1 月 1 日以降	それ より前
出版社	15	11	465	372	93	0	329	136
私立大学・学協会	10	15	55	55	0	0	22	33
個人	5	4	5	5	0	0	4	1
その他	27	28	109	79	30	0	30	79
合計	57	58	634	511	123	0	385	249

2 収集除外とした有償のオンライン資料の状況

有償のオンライン資料のうち、収集除外としたものの状況は次のとおり。

（1）既に納本された紙資料と同一版面であるもの

同一版面かどうかの判断は、出版者からの申出に基づき個別に行っている。令和 5 年 7 月 31 日時点で、295 点を同一版面による収集除外とした。

（2）リポジトリに収録されているもの

一般社団法人デジタル出版者連盟（電書連）が令和 4 年 5 月に運用を開始した「電書連・機関リポジトリ」³の収録資料について、電書連との間で収録資料の散逸防止やメタデータ連携に関する覚書を令和 4 年 12 月に締結し、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるものとして収集除外とした。同覚書において、同リポジトリの収録資料のメタデータは統合的検索サービス「国立国会図書館サーチ」で検索可能とすることとされており⁴、令和 5 年 8 月 8 日時点で約 9,300 点はその要件を満たし、収集除外の対象となっている。

¹ 次の単位で登録している。

- ・単行書や雑誌の各巻号が 1 ファイルで流通している場合：当該ファイル単位で登録
- ・論文集や雑誌の各論文・記事が 1 ファイルで流通している場合：当該ファイル単位で登録
- ・単行書の章単位や、本文と巻末付録とでファイルが分割されているような場合：一連のファイルの一つの単位として登録

² 令和 4 年 12 月 31 日以前に発行された有償のオンライン資料は、制度収集の対象外として任意提供による収集となる。

³ 加盟社の電子書籍データを、出版業界団体である電書連自らが責任を持って保存・管理を行うことで、多様な出版文化を維持・継続していくことが目的とされている。なお、令和 5 年 3 月時点で加盟社は 56 社となっている。

⁴ 一般社団法人日本出版インフラセンター出版情報登録センターを通じてメタデータ連携を実施。

3 オンライン資料の提供促進に向けた取組

(1) オンライン資料収集制度の普及のため、出版社等への周知・広報を行っている。

(2) 出版者からの提供促進に資するものとして、次の取組を行うこととした。

○当館が収集したオンライン資料について、受理日等を証明する。

○オンライン資料を提供した出版者の求めに応じ、当該資料の複製物を提供する。

(参考)

一般社団法人日本出版インフラセンター（JPO）との連携により、令和5年3月から、JPO出版情報登録センターに登録されている電子書籍のメタデータ（令和5年8月8日時点で約39万件）が「国立国会図書館サーチ」で検索可能となった。これにより、収集除外となる「電書連・機関リポジトリ」の収録資料だけでなく、国内で流通する相当数の電子書籍の存在を「国立国会図書館サーチ」で把握できるようになっている。

第 37 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和 4 年 11 月 25 日（金）16 時 00 分～16 時 50 分
場 所： Web 会議システムによるリモート開催
出席者： 齋藤誠会長、植村八潮会長代理、伊藤真委員、江上節子委員、江草貞治委員、奥邨弘司委員、柴野京子委員、仲俣暁生委員、根本彰委員

会次第：

1. 委員委嘱の報告
2. 事務局からの報告（令和 3 年度資料収集状況、令和 3 年度出版物納入状況、令和 4 年度代償金予算及び令和 3 年度代償金支出実績、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗）
3. 今後の日程について

配付資料：

- （資料 1）納本制度審議会委員名簿
- （資料 2）国立国会図書館の資料収集状況（令和 3 年度末時点）
- （資料 3）資料別納入実績（最近 3 年間）
- （資料 4）納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
- （資料 5）有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について
- （資料 6）国立国会図書館法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 57 号）
- （資料 7）国立国会図書館法等の一部を改正する法律（新旧対照表）
- （資料 8）国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程（令和 4 年国立国会図書館規程第 2 号）
- （資料 9）国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程（新旧対照表）
- （資料 10）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件（令和 4 年国立国会図書館告示第 3 号）
- （資料 11）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件（新旧対照表）
- （参考資料 1）第 36 回納本制度審議会議事録
- （参考資料 2）納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）概要
- （参考資料 3）国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （参考資料 4）納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 5）納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （参考資料 6）国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 7）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 8）国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

会長：それでは、第 37 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様方にはお忙しいところ御出席くださりまして、誠にありがとうございます。本日は 14 名の委員中、現

在のところで 9 名の方々に御出席いただいております。ですので、定足数は満たされています。まずは事務局から、配付資料の説明をお願いします。

事務局：〔配付資料及び発言時の Web 会議システム操作について説明〕

また、議事録作成のため、会議を録画録音させていただいております。どうぞ御了承ください。以上でございます。

【会次第 1 委員の委嘱の報告】

会長：それでは、会次第 1 に入ります。委員の委嘱について、事務局から報告があります。

収集書誌部長：事務局から御報告いたします。通しページ 1 の資料 1 を御覧ください。今回、委員の交代がございましたので、新規に委嘱された方を御紹介いたします。

一般社団法人日本出版取次協会会長の交代がございまして、これに伴い、近藤敏貴委員を新たに委嘱しました。前任の平林彰委員は委嘱を解きました。

令和 4 年 7 月 1 日付で、前任の平林委員の補欠という形で委嘱させていただいたもので、納本制度審議会規程第 4 条第 2 項ただし書、通しページ 41 で参考資料のほうに規程は付けておりますけれども、この規定によりまして、補欠委員の委嘱期間は、残任期間ということで、発令日の本年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとなります。

御報告は以上です。

会長：どうもありがとうございました。御紹介がありましたように、新たな委員をお迎えいたしました。委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【会次第 2 事務局からの報告】

会長：続きまして、会次第 2 に入ります。事務局からの報告になります。まずは資料の収集状況等について、お願いいたします。

収集書誌部長：それでは、まず令和 3 年度末時点における国立国会図書館の資料収集状況について御報告いたします。資料 2、通しページ 2 を御覧ください。

まず上の方の有体物としておりますのが、図書、雑誌・新聞、その他非図書資料等の無体でないものです。その他非図書資料等の中には、マイクロ資料や映像資料、録音資料等、印刷資料以外の有体物が含まれます。印刷資料である図書と雑誌・新聞を合わせますと、約 3,187 万点、その他非図書資料を合わせ、全体では約 4,622 万点です。

その下に無体物としておりますのが、インターネット資料及びオンライン資料の収集数です。インターネット資料とは、ウェブサイトを集めたものです。下のアスタリスクの 1 にありますように、国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づいて収集しています。1 サイトを 1 タイトルとカウントしております。約 22 万件という数字は、ウェブサイトを構成しているデータの塊を 1 回収集したところで 1 件と数えたものでして、そのサイト 1 タイトルについて複数回収集しますので、このようにタイトル数と件数が違うこととなります。昨年度末時点で約 2PB 分の蓄積がございます。昨年度 1 年間では 358TB 増加しております。

右のオンライン資料については、電子書籍・電子雑誌に該当するものです。これも注 2 にありますように、私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集する他、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当する部分を取り出して収集しています。昨年度

末時点で民間・公的機関合わせて約 140 万点が蓄積されています。昨年度の収集数は約 7 万 5 千点になります。

続きまして、納本制度に基づく出版物納入状況等について御説明申し上げます。

事務局：令和 3 年度出版物納入状況、令和 4 年度代償金予算及び令和 3 年度代償金支出実績について御報告いたします。

最初に、昨年度、令和 3 年度の出版物納入状況についてですが、お手元の資料 3、通しページの 3 ページを御覧ください。

図書、パッケージ系電子出版物及び逐次刊行物につきまして、最近 3 か年の納入数を示しております。昨年度について御報告いたします。

図書は、官庁出版物が 3 万 1,465 冊、民間出版物が 10 万 643 冊、合計で 13 万 2,108 冊が納入されました。

パッケージ系電子出版物は、官庁出版物が 2,540 点、民間出版物が 2 万 9,925 点、合計 3 万 2,465 点が納入されました。

逐次刊行物は、官庁出版物が 8 万 594 点、民間出版物が 28 万 4,038 点、合計 36 万 4,632 点が納入されました。なお、逐次刊行物の数値の中には、地図、静止画資料、点字・大活字資料も若干含まれておりますが、そのほとんどは逐次刊行物です。

令和 3 年度の出版物納入状況については、以上でございます。

続きまして、今年度、令和 4 年度の納入出版物代償金予算及び令和 3 年度の代償金支出実績について御報告いたします。お手元の資料 4、通しページの 4 ページを御覧ください。

今年度の代償金予算額は、3 億 9,747 万 6,000 円でございます。昨年度と同額でございます。

次に、昨年度の支出実績ですが、3 億 4,649 万 2,289 円でございます。

参考といたしまして、図書、パッケージ系電子出版物及び逐次刊行物の支出実績の内訳を示しております。令和 3 年度は、図書が 46%、パッケージ系電子出版物が 24%、逐次刊行物が 30%となっております。

令和 2 年度と比較して代償金予算の執行額はほぼ同様の状況となっております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により出版物の納入が減少しておりましたが、令和 3 年度も引き続き同様の状況が続いております。

なお、代償金の運用につきましては、当館収集書誌部におきまして、高額で販売実績の少ない資料を中心に厳正な審査を行って、引き続き適正に進めております。

御報告は以上です。

会長：どうもありがとうございました。次は、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗状況についての報告です。こちらも事務局からお願いします。

事務局：有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について事務局から御報告いたします。資料 5、通しページ 5、6 の「有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について」を御覧ください。

当館における民間発行のオンライン資料の制度収集につきましては、現状、無償かつ DRM (技術的制限手段) が付されていないもののみ収集対象となっており、有償又は DRM が付されたオンライン資料、以降「有償等オンライン資料」と申し上げますが、これらについては、当分の間、提供義務が免除されております。この有償等オンライン資料については、令和 3 年 3 月の審議会において、答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を頂戴いたしました。この答申の概要は参考資料 2 として添付しております。

当館としましては、答申の内容に沿った形で、有償等オンライン資料の制度収集開

始に向けて、準備を進めております。以下、資料に沿って準備の進捗を御報告いたします。

(1)の法規整備については、令和4年5月25日の参議院本会議において、国立国会図書館法等の一部を改正する法律が成立し、6月1日に公布されました。この改正により、有償等オンライン資料の提供義務を免除する規定が削除されました。改正法及び新旧対照表を資料6及び7としていますので御参照ください。

同時に、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の改正も行いまして、国立国会図書館法と同様に、有償等オンライン資料の提供義務を免除する規定が削除された他、長期的な保存及び利用に適していると認められる状態で館にオンライン資料を提供する旨の規定が追加されました。この改正が、参考資料8と9になります。その後、運用について詳細を検討しまして、9月15日に国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件を改正いたしました。この改正で、技術的制限手段、DRMが付されていないものを提供することと、同一内容のオンライン資料において優先的に提供すべきバージョンの選定基準につき、参酌すべき基準を4点定めています。

1点目、複数のフォーマットが流通している場合は、PDF、EPUB リフロー型、EPUB 固定型、その他の優先順位で提供、2点目、テキストデータ付きで流通している場合は、テキストデータ付きのものを提供、3点目、解像度の異なるものが流通している場合は、最も解像度の高いものを提供、4点目、全体版と分割版の両方が流通している場合は、全体版を提供、となります。

この改正が、参考資料10と11となります。これら3件の改正は全て、令和5年1月1日が施行日となります。

なお、オンライン資料ではなく有体物の納本制度の関係となるのですが、今回あわせて、国立国会図書館法の別表第2に2つの法人を追加する改正も行われ、改正法の公布日に施行されました。この別表第2は、特殊法人のうち地方公共団体と同等の出版物納入義務を課すものを記載しております。また、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程にて、これら2つの法人の納入部数を規定しました。

(2)の对外説明等についてですが、有償等オンライン資料の制度収集の開始について、法改正が成立した折などの機会をとらえて、関係団体に周知を行っております。また、10月26日には出版社等に向けた説明会をオンラインで開催しました。173名の方に御参加いただき、有償等オンライン資料の制度収集の概要及び収集方法につき説明いたしました。質疑応答では、納入するフォーマットの優先順位や同一版面について、また納入方法の詳細など、実務にかかわる質問を多数いただきました。主な質問と回答は当館のHPに掲載しております。説明資料及び説明の動画もあわせて掲載いたしました。

今後の予定ですが、(1)の運用の調整等としましては、収集除外対象となるリポジトリについて、一般社団法人デジタル出版者連盟等と、認定に向けて引き続き調整を行っております。

また、オンライン資料の館内におけるプリントアウト及び遠隔複写については、PDF形式のものを対象に、令和5年1月中旬に開始することとなりました。

(2)の对外説明等としましては、著作権者や発行者を始めとする権利者の方々の御理解、御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、引き続き丁寧な説明を行います。また、より広範囲に制度を周知するため、「国立国会図書館月報」1月号への記事掲載など、幅広い広報に努めてまいります。

御報告は以上となります。

会長：どうもありがとうございました。オンライン資料収集につきましての今の事務局からの報告につきまして、何か御質問や御意見はありましたら、お願いいたします。

御質問御意見の際には、画面下のほう、挙手機能をお使いいただくか、あるいは直接御発声いただいても結構です。画面のレイアウトの関係で、私の方で即時に把握できないかもしれませんが、その場合は事務局の方にサポートをお願いいたします。

せっかくの機会ですので、何かありましたら、是非よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

委員：よろしいでしょうか。

会長：はい、よろしく願いいたします。

委員：先ほど説明いただきました資料 5、有償等オンライン資料の収集制度開始の進捗について、長く委員として関わってきて、肩の荷を下ろしたような気がしているのですが、それだけに、2 の今後の予定の運用調整等のところ、もう少し聞かせていただければと思います。収集除外対象となる民間リポジトリについて、認定に向けて協議を続けているということなのですが、具体的にこれも1月1日から運用されていくのか、もう少し御説明いただければと思います。

会長：ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。事務局よろしく願いいたします。

事務局：事務局から申し上げます。収集除外対象となる民間リポジトリにつきまして、現在一般社団法人デジタル出版者連盟（電書連）と調整をしております。こちらは今年中の覚書の締結を目指して、現在調整を続けております。スケジュールどおりにいけば、1月1日からリポジトリとして運用されるという想定であります。電書連に関しましては以上です。

委員：分かりました。順調であると受け取りました。

会長：どうもありがとうございました。引き続きいかがでしょうか。

委員：発言してよろしいでしょうか。

会長：それではお願いします。

委員：2点あるのですが、1点目は、通しページ2ページ資料収集状況で統計数値があります。有体物は図書、雑誌新聞、その他となっていて、図書と雑誌・新聞が別々に記載されているのですが、無体物は、オンライン資料について、民間・公的機関に分けてあって、図書と雑誌・新聞の区別がこの中に入らないと思うのですが、この点数の数え方についてです。先ほど図書と雑誌・新聞で少しお話があったと思うのですが、私の理解だと、雑誌・新聞というのは、この1,944万点というのは、たとえば月刊誌であれば1年分で12点というふうに数えているのかなと思うのですが、オンライン資料の電子雑誌というのはどう数えているのか、この85.7万点とか、こういう数字はどう考えればいいのかについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

収集書誌部長：有体物の雑誌・新聞については仰るとおり1号ごとで1点なのですがけれども、オンライン資料の電子書籍・電子雑誌等については、陪席の実務担当の方から回答させていただいてよろしいでしょうか。

会長：はい、お願いします。

事務局：お答え申し上げます。オンライン資料のうち電子雑誌の単位について、詳細は確認しまして後日議事録送付の折にきちんとしたお答えを申し上げますけれども、基本的には1つのファイルの単位を1として数えていると聞いております。ですので、紙でいうところの1号分が1つのファイル単位になっておりましたら、それが1単位になるのですけれども、記事単位で1ファイルの場合には、記事単位を1としてカウントしております。以上でございます。

〔後日補足〕：オンライン資料のうち電子雑誌の統計採取単位は、記事・論文単位でファイルが利用されているものは1記事=1ファイルを1点、論文の性格を持たない年報や業務報告などは、複数ファイルをまとめて、有体物でいう1点としています。

委員：通常学術雑誌等は1論文が1ファイルになっていると同時に、物理的な単位に対応するようなものとか、非常に複雑なものと一緒にいると思います。オンライン資料として1つにまとめられた形で出ること、中身が良く分からなくなるおそれがあるように感じたのですが、こういうところに出る数値としてこれでいいのか、たとえば有体物と無体物を比較するようなときに、そういうことが非常にしにくくなります。今は移行期なわけですが、どういう変遷があるのかということを見るのがこれでできるのかというのがちょっと不安に思いましたので、お尋ねしました。そのあたりで何かございましたら教えていただきたいです。

会長：ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。有体物のほうは図書、雑誌・新聞で分けたデータになっていると。オンライン資料についてもそういうやり方もあり得るわけで、これまでの収集との対比とか、統計的な蓄積という意味では、どうかという趣旨を含んでいたと受け取りましたけれど、その点に関しまして何か現時点でありましたら。

事務局：御指摘のとおり、オンライン資料と申しますのは有体物とは異なって数え方が難しいところで、有体物と完全に対比してというのはなかなか難しいのですが、統計については今後検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

委員：承知しました。よろしく願いいたします。もう1点あるのですがよろしいでしょうか。

会長：はい、お願いいたします。

委員：今回新しいものが1月1日から始まるということで、通しページでいうと30ページに資料がございます。去年の3月の答申の概要で、補償すべき費用の内容についてというのですが、この資料の4に補償というのがございます。提供するための複製費用は軽微であるから経済的な損失は特に発生しないと、だから補償は要しないと。これは全体として了解された事項だと思っております。たとえば今電子書籍等で個人が購入する場合と図書館で購入する場合だと、提供される価格が図書館の場合3倍から4倍の価格設定になると聞いておりますが、そういうことはこの場合考えないということなのだと思います。ただ、これの裏側としては、国立国会図書館に納入すると、館の内部では少なくとも閲覧可能になるということに対する抵抗が考えられると思います。それで、4の補償の一番最後のところ、「制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へ

のナビゲートがインセンティブとして期待される。」とあります。今ここに3つの事項が上がっているのですけれども、2番目と3番目は分かるのですが、この1番目の著作の真正性の証明のようなものというのは、何か具体的に検討されていることがあるのか、他の2つも含めて、このあたりの政策的な補償がどのようなものなのかについて、お伺いしたいと思います。

会長：はい、いかがでしょうか。念のため確認しますと、通しページ30ページ、答申の概要ですね、そこの4の補償の4つ目の・というのが、金銭的補償は行わないということで答申をいたしまして、それに基づいた法改正、それに続く規定の整備が進んでいるわけですね。それに対しまして、4つ目の・にありますように政策的補償と、金銭以外で何かインセンティブあるいは代償的なものを考えましょうというのが答申の趣旨でしたので、その具体例として挙がっている3つのもの、特に第一の真正性の証明について、何か現時点で進捗あるいは事務局のほうで取り組んでおられることがありましたらという御質問と受け止めました。いかがでしょうか。

事務局：事務局からお答えいたします。まず3つ挙がっているうちの著作の真正性の証明につきましては、もともと紙媒体、有体物では記事証明というものをやっており、それと同様のことができないかということで検討いたしまして、納入いただいたオンライン資料について、お求めがあれば、受入日の証明、いつ受け入れたものであるかということを実証できるような仕組みを想定しております。2点目のデータバックアップ機能につきましては、当館に出版者の方からオンライン資料を納入いただいた後で、出版者様のお手元にファイルがなくなってしまった場合に、当館にお申し出いただければ、当館で保存していたものをお渡しするという仕組みを考えております。要するに当館が保存庫のような役割を果たすというところですが、こちらも現在調整中でございます。3点目の統合的検索サービスからの本文情報へのナビゲートにつきましては、こちらは現在当館の検索システムである国立国会図書館サーチに販売サイトへのリンクが出ております。また、実際にファイルを納入いただきますと、オンライン資料の提供元のURLが当館のデジタルコレクションに表示されますので、そこからそのファイルを置いてある元々の出版者のサイトにリンクができる形になっておりまして、そのような形で販売サイトや本文情報へとナビゲートするということをインセンティブと考えております。現状は以上となります。

委員：ありがとうございました。1番目の真正性ということなのですが、これが何を意味するのか。今のお話だと、出版者から提供された時の受入日ということで、なぜこれが真正性なのかということについて、伺えればと思います。たとえば図書館で受け入れるということ自体は、必ずしも受け身の行為でもなくて、メタデータを付けて等々、図書館が何らかの存在を認知したということだと思います。逆に言うと、海賊版だとか、そういうものが紛れ込んでいた場合、そういうものは受け入れないということなのか、特に見ないで受け入れたということを実証したりするのかと、そのあたりのところがいまひとつ良く分からなかったのですが、いかがでしょうか。

事務局：事務局でございます。最後に触れていただいた、海賊版であるかないかを証明する趣旨とは異なっております。受け入れた時点でそこまで当館で一つ一つ調べているわけではございませんので、それを当館の受入をもって証明するというのは難しいと考えております。紙媒体の記事証明というのは、当館で受け入れた資料のこの部分の記事ということで、それが確かに受入資料に載っていることを証明するものでございますが、オンライン資料につきましては、特にリフロー型など、なかなか同様に証明するのが難しい部分があるということと、今まで無償のオンライン資料に関しては

既に収集しているところでございますが、今のところこういった御要望をいただいておりますので、今後どのようなニーズがあるかというのを実際に御要望・御相談いただきながら、それに合わせて今後調整していきたいと考えております。以上です。

委員：はい。できるだけ政策的補償に沿った形で検討いただければと思います。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員：よろしいですか。

会長：お願いいたします。

委員：直接このことに関係があるということではないのですが、他にこの後議題も挙がっていないので、先日の説明会の時に、デジタルコレクションのサイトをリニューアルするという話を伺いました。よろしければ、その目的、意図あるいは内容等少し伺えればと思います。

会長：事務局いかがでしょうか。

収集書誌部長：リニューアルは定期的に行っているのですが、補正予算等が付いたこともありまして、近年デジタル化がかなり大幅に進みましたので、今回はそれに対応するように、デジタル化資料を提供するためのデジタルコレクションのサイト、システムのほうもリニューアルいたします。特に、今まで基本的には画像データを提供していたのですが、リニューアル後は、基本的にテキストデータも付いた形で提供し、著作権法の範囲内で、検索に使えるようになります。古典籍などテキストが見つからないものもありますが。また、今後の予定のところでも御説明しましたが、オンライン資料のプリントアウトへの対応を行います。今までは無償のオンライン資料等で、基本的にはどなたでもインターネットで見ることができるといっているので、プリントアウトしなくても大丈夫だろうということがあったのですが、だんだん古いものについてはアクセスできないものもできてくるので、そろそろプリントアウトサービスをしなければいけないという課題がありました。それもこの新しいリニューアルしたシステムでその機能を持たせて行うこととしております。主要な変更点、機能追加は以上だと思います。

委員：ありがとうございます。ということは、今までPDFで提供されていたものが、そこにOCRで読み込めるようなものがデフォルトになっていくというか、それで画面構成システムも全部変わっていくというイメージでよろしいでしょうか。

収集書誌部長：OCRでテキストデータを持たせたものを提供いたしまして、そのところは検索しに行くという感じになります。スニペット表示まではいたします。

委員：つまりそれはダウンロードしたりすることが可能になっているものも当然あるわけですね、パブリックドメインのものなどは。テキストが付いた形でダウンロードできるということになりませんか。

収集書誌部長：（テキストデータの）デジタルコレクションからのダウンロードは考えておりませんが、パブリックドメインも含めて、残念ながらダウンロードはできない

い、ということになります。一方で、話が外れてしまうのですが、実験用システムで次世代デジタルライブラリーというのをやっております、そちらではダウンロード機能も付けているのですけれど、デジタルコレクションでパブリックドメインのものだけダウンロードするという機能は今回のリニューアルでは実現しておりません。

委員：分かりました。ありがとうございます。

会長：どうもありがとうございます。事務局から補足があるようですのでどうぞ。

事務局：基本的に、テキストを付けるのは当館でデジタル化した資料になりまして、外部から収集するオンライン資料につきましては、もともとテキストデータの付いているものについては検索可能となりますが、付いていないものにこちらからテキストを付けるというところまでは現在考えておりませんので、あくまでいただいたファイルに付いている範囲内で検索ということになります。

委員：ありがとうございます。追加の発言をしてよろしいでしょうか。ということは、今回のオンライン収集は基本的に PDF で出してくださいということをお願いしているわけなので、そこにテキストが付いているスタイルのファイルが入ってくれば、それは検索対象になるけれども、という理解でよろしいでしょうか。

事務局：仰るとおりでございます。

委員：ありがとうございました。

会長：はい、どうもありがとうございました。確かに、デジタルコレクションで古典籍はなかなか難しいと思うのですが、明治期の文献もテキストデータができるようになると研究上は非常にありがたい面はあると思うので、是非お進めいただければと考えます。他にないかありますでしょうか。よろしいですか。

委員：もう一点、よろしいですか。

会長：はいどうぞ。

委員：先ほどの、資料5の有償等オンライン資料の制度収集なのですが、機関リポジトリは収集除外対象となると書いてあります。となると、これは機関リポジトリとして、国立国会図書館の中では検索等ができるのですが、今後国立国会図書館が報告する資料としての資料収集状況の中の点数には含まれて来ないという理解でよろしいのでしょうか。

会長：今の点いかがでしょうか。

事務局：事務局から回答いたします。先ほど御紹介しました電書連のような収集除外となるリポジトリに関しましては、当館の収集した資料の点数の中には含めないと考えております。資料本体は各リポジトリで保存いただくのですが、メタデータのみ連携しまして、当館の検索システムから検索できるようになっています。ですので、本体に関しては含まれないと考えております。以上です。

委員：要望なのですが、日本の電子書籍がどれくらい出ているのかを正式に決め

ていくことが統計として求められます。今までは民間事業の中で民間が各社で発表しているだけなのですが、せっかく国立国会図書館の中での制度収集の枠組みの中でとらえられるので、収集ではないけれども、こういう点数があるよというようなものを補足的に出していただけないでしょうか。日本の電子書籍の点数が増えて、これくらいあるということをお私たちに知りたいところです。できればお願いしたいと思います。

収集書誌部長：認定しました民間リポジトリ、収集除外対象のリポジトリについてはこういうところがリポジトリとして収集除外対象となっていて、それはこういう点数を含むものだよみたいなことを表すことが何らかの形でできると思います。ただ、そこが日本の電子出版状態のそれほど全体かというところとまた違うかもしれませんので、そこもまた一部かもしれないとは思っております。

委員：念のためですけど、直接国立国会図書館に納本される電子書籍というのは当然あるわけで、この点数は収集点数として含まれるわけですね。

収集書誌部長：はい、もちろんそうございまして、今日の資料の数え方が難しい資料2のような形の収集した無体物の数のほうに含まれることになります。

委員：分かりました。では、あわせてですけど、先ほども質問がありました、どういうふうに点数を数えているか備考か補足で明らかにしていただければよろしいかと思えます。特に電子書籍に占める比率の多いコミック類は、例えば『ONE PIECE』はタイトル数でいうと1点と数えますが、巻数というところだと100何巻あり、さらに配信は話数単位であったり、話を細かく割ったりしているの、数え方が多様です。数え方の問題は、雑誌だけではなくて図書のほうでも起こりうるのだと思えます。ですから、電子書籍の数え方についてご検討いただいた上で、開示いただければと思いました。

収集書誌部長：はい、うまく統合するのは難しいかもしれませんが、少なくとも説明はきちんとしていきたいと思えます。ありがとうございます。

会長：他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局：事務局から一点だけよろしいでしょうか。

会長：どうぞ、お願いします。

事務局：先ほどの電子書籍の出版点数に関して、全体像というのは申し上げたとおり難しいのですが、現在、JPRO、日本出版インフラセンターとの連携は、紙媒体につきましては近刊情報という形で、当館が収集する以前の刊行時期のデータというのを期間限定の形で連携しております。電子書籍に関しても、電書連リポジトリのメタデータはJPROを通じて連携することになっておりますが、電書連以外の電子書籍のメタデータにつきましても、JPROが持っているものについては連携の調整をしているところでございます。

会長：はいどうも。やはり情報提供といいますが、基本的には国立国会図書館で収集しているものの他に、これからはこういう機関リポジトリもあるよというのは、概要といいますが、分かりやすい形で国民に示すということは重要ではないかと私も考える次第です。他に委員の方々、よろしいでしょうか。

【会次第 3 今後の日程について】

会長：それでは、会次第 3、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

収集書誌部長：今後の日程について御説明いたします。

有償等オンライン資料の制度収集につきまして、本日進捗を御報告いたしました。来年 1 月からの制度収集に向けて、引き続き、より詳細に準備を行ってまいります。

次の審議会についてですが、制度収集開始後の状況がある程度まとまったところで御報告させていただきたいと考えておりました。令和 5 年度の半ば頃の開催を予定しています。制度開始直後だとどれくらい集まってくるかが全く見えませんので、ある程度まとまったところまでと考えております。現在の第 12 期納本制度審議会の任期は、来年 6 月末までとなっておりますが、委員の皆様には、真摯に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで、長年の懸案だった有償等オンライン資料の制度収集が開始できる運びとなりました。今後とも、御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

会長：今後の日程、スケジュールについての今の事務局の説明につきまして、何か御質問等がありますか。よろしいですか。そうしましたら、予定されている議題や報告は以上で終了ということになります。なお何か御質問・御意見はございますか。

よろしいですか。はい。事務局のほうも補足等特によろしいですか。

【閉会】

会長：それでは、以上で第 37 回納本制度審議会の会次第は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。第 8 波ということが言われておりますので、引き続き御健勝の程を祈り上げます。どうもありがとうございました。

(16 時 50 分終了)

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和三十四年	六月	六日法律第百九十四号
同	三十年	一月二十八日	同 第三号
平成	六年	七月	同日 第八十二号
同	十一年	四月	同日 第三十一号
同	十二年	四月	同日 第三十七号
同	十四年	三月三十一日	同日 第六号
同	十六年	十二月	同日 第百四十五号
同	十七年	四月	同日 第二十七号
同	十七年	七月	同日 第八十二号
同	十七年	十月二十一日	同日 百二号
同	十九年	三月三十一日	同日 十号
同	十九年	三月三十一日	同日 十六号
同	十九年	六月	同日 七十六号
同	十九年	六月	同日 八十二号
同	十九年	六月	同日 百号
同	二十年	四月二十五日	同日 二十号
同	二十一年	三月三十一日	同日 十号
同	二十一年	七月	同日 七十三号
同	二十三年	五月	同日 三十九号
同	二十四年	六月二十二日	同日 三十二号
同	二十六年	五月二十一日	同日 四十号
同	二十八年	五月十八日	同日 四十号
同	二十八年	十一月二十八日	同日 八十九号
令和	四年	五月二十七日	同日 第五十四号
同	四年	六月一日	同日 第五十七号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した図書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国

立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国

会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に

規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイ

ンターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければなら

ない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信

された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認め
た場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係る
オンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録す
ることにより収集することができる。

第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項
において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定める
ところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に
相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しな
い旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第
六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるとこ
ろにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納
入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、
なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百一十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以
下略」

(施行の日) 平成十九年十月一日

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出
版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条
第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたもの
の送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日まで
- の間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで
- の間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあってはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第

一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

（施行の日）平成二十二年一月一日

附 則（平成二十一年三月三十一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成二十一年六月一日

附 則（平成二十一年七月十日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則（平成二十三年五月二日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十二日法律第三十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 削除

（経過措置）

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

附 則（令和四年五月二十七日法律第五十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）令和四年六月十七日

附 則（令和四年六月一日法律第五十七号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

別表第一（第二十四条関係）

名 称 根 拠 法

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五百零八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)(第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)(の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)(を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)(の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。()を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

改正 令和四年六月一日国立国会図書館規程第二号

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法等)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(公示)

第五条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するものの、同条第二号の記録方式、第二条第一項第一号の情報、同項第二号の記録媒体及び記録方式、同条第二項の状態並びに前条の金額を定めるときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に關する特例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

附 則 (令和四年六月一日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十七号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)令和四年六月一日、規定する日)令和五年一月一日

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月二十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
同	二十七年六月	九日同
同	二十八年五月三十一日同	第二号
同	二十九年六月	一日同
同	三十年五月	三十日同
令和	元年七月	一日同
同	四年六月	一日同
同	四年九月	十五日同
		第三号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四

第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一項第一号に規定する方法による提供については零とし、同項第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十二円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日

本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三三四号で定めるデジタルオブ

ジェクトアイデンティファイア

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 PDF方式
- 二 EPUB方式
- 三 DAISY方式

(規程第二条第一項第一号の情報)

4 規程第二条第一項第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- 五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- 六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースローカータ

（規程第二条第一項第二号の記録媒体）

5 規程第二条第一項第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

（規程第二条第一項第二号の記録方式）

6 規程第二条第一項第二号の記録方式は、ポリウム及びファイバー構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

（規程第二条第二項の状態）

7 規程第二条第二項の状態は、第一号に掲げる基準に従い、かつ、第二号から第五号までに掲げる基準を参酌して定めるものとする。

一 オンライン資料に技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を

変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。以下この号において同じ。）が付されている場合は、技術的制限手段が付されていない状態で提供すること。

二 同一の内容のオンライン資料であつて、次に掲げる記録方式のうち二以上の記録方式により記録されているものが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一の記録方式により記録されているオンライン資料を提供すること。

イ PDF方式

ロ EPUB方式（閲覧等機器の画面に表示される文字、図形等の数、大きさ、配置等を変更することができ、又はこれらが閲覧等機器に応じて自動的に変更されるものに限る。）

ハ EPUB方式（ロに該当するものを除く。）

ニ イからハまでに掲げる方式以外の記録方式

三 オンライン資料がテキストデータが付された状態で公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、テキストデータが付された状態で提供すること。

四 同一の内容のオンライン資料が二以上の解像度により公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、最も解像度が高い一のオンライン資料を提供すること。

五 一のオンライン資料であつて、その内容の全てで構成されるもの（以下この号において「全体版資料」という。）及び全体

版資料の一部分のみから構成されるもののいずれもが公衆に利用可能とされ、又は送信された場合は、全体版資料を提供すること。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号）

1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受

理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号）

1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号）

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（令和四年六月一日国立国会図書館告示第二号）

1 この告示は、令和四年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則（令和四年九月十五日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
同	五十七年	十二月二十八日	同 第三号
平成	十一年	三月二十四日	同 第一号
同	十二年	九月二十七日	同 第四号
同	二十三年	十月 十二日	同 第二号

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額(当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額)に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書(点字版のものを除く。)、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物(国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。)については、小売価格(パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格)の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和二十四年国立国会図書館告示第一号)は、廃止する。

附 則 (昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号)

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則 (昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。